

残高証明書 継続発行取扱規定

1. (継続発行の受付)

- (1) 残高証明書の継続発行は、お客さまからあらかじめご提出いただいた「残高証明書継続発行依頼書兼手数料引落依頼書」（以下、「残高証明書継続発行依頼書」といいます）の記載内容にもとづき、残高証明書を発行します。
- (2) 残高証明書の発行期間は定めず、継続発行とします。
- (3) 残高証明書は、残高証明書継続発行依頼書に記載の交付方法により交付します。

2. (発行手数料)

- (1) 契約期間中、当行は所定の日指定された預金口座から、当行所定の発行手数料を引落します。
- (2) 前項の指定口座からの引落については、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または普通預金通帳および払戻請求書の提出を受けずに、当行所定の方法により引落します。

3. (発行の取り止め、変更)

- (1) 残高証明書の継続発行を取り止める場合、または残高証明書継続発行依頼書に記載した依頼内容を変更する場合は、当行所定の方法にて届出てください。
- (2) おなまえ、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法による届出を怠る等、郵送した残高証明書が返戻となった場合、当行は所定の期間保管した後、廃棄できるものとします。

4. (解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の用紙にて届出てください。
- (2) 当行への届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法による届出を怠る等、郵送した残高証明書が返戻となった場合や、指定預金口座の残高不足等により所定の発行手数料の引落ができない場合、また、当行が解約を必要と認めた場合は、当行は残高証明書の発行を中止し、この契約を解約できるものとします。
- (3) お客さまの相続の開始や、支払停止処分により口座が凍結された場合、または残高を証明する取引をすべて解約した場合は、当行はこの契約を解約できるものとします。
- (4) 前記(2)・(3)にもとづき当行で解約処理を行った場合は、解約通知は省略します。

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用年月日から適用するものとします。

以上